

長野県長野工業高等学校 クラブ活動方針

目標	生徒の知・徳・体のバランスのとれた成長を目指す
運営方針	① 学期中は、原則として、生徒に週当たり2日以上の休養日設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とすることを原則とする。) ② 競技・活動内容の特殊性等により、上記①の実現が困難な場合、生徒に、週当たり1日以上の休養日設けるとともに、年間で100日程度の休養日設ける活動形態とする。その際、週末の休養日確保に努める。 ③ 長期休業中は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒に、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。オフシーズンは特に週末の休養日を確保する。 ④ 休日における各顧問のクラブ活動指導(宿泊を伴うクラブ活動指導を含み、対外運動競技指導等を除く)の上限は、原則として、年70日とする。 ⑤ 1日の生徒の活動時間(実質的な活動を行う時間)は、3時間程度以内を原則とする。 ⑥ 各クラブの活動にあたっては、生徒の主体性を大切にし、主体性の育成に努める。
指導体制の工夫	働き方改革推進の観点からも、顧問間で調整しあい、休日の確保に努める。
その他	